

テレワーク推進フォーラム 調査普及部会 設置要綱

(目的)

第1条 テレワーク推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）の事業の円滑かつ効率的な運営を図るため、フォーラムに調査普及部会（以下「部会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 部会は、テレワーク推進フォーラム規約第3条に掲げられている活動のうち、以下の活動を行うものとする。

- 一 テレワークの普及に必要な事項について情報収集及び意見交換
- 二 テレワークの円滑導入や効率的運用その他の課題解決に資する各種の調査研究
- 三 上記のほか、運営委員会の要請に応じ必要な活動

第3条 運営委員会の要請に応じ必要な活動を行う。

(構成)

第4条 部会は、会員で構成する。

- 2 部会に部会長を1名と部会長代理1名以上を置く。
- 3 部会長は会長が指名し、部会長代理は部会長が指名する。
- 4 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 5 部会長不在時において部会長代理がその職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が必要と認める時に開催する。

- 2 部会長が必要と認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、説明または意見を求めることができる。

(任期)

第6条 部会長及び部会長代理の任期は、選任後初めて開催される総会の日までの間とする。ただし、再任を妨げない。

(ワーキング・グループ等)

第7条 部会は、活動を円滑に進めるため、必要に応じてWG等を設置することができる。

(報酬)

第8条 部会員の報酬は原則として無報酬とする。ただし、部会長及び部会長代理の報

酬は必要に応じて運営委員会において別途定める。

(事務局)

第9条 調査普及部会の事務局は、各年度の受託業者に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか部会の運営上必要な事項は、部会長が別途定める。

附則

- 1 この設置要綱は、平成20年9月25日から施行する。
- 2 調査研究部会及び普及部会（平成17年11月10日設置）は平成20年9月25日をもって廃止する。